

富里市健康づくり推進審議会設置条例

(設置)

第1条 市は、市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、富里市健康づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 健康増進計画に関すること。
- (2) 健康増進事業に関すること。
- (3) 母子保健事業に関すること。
- (4) 健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (5) その他市民の健康増進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係団体の代表者
- (2) 印旛保健所の職員
- (3) 学校、事業所等の代表者
- (4) 健康づくりの活動を実践する市民団体の代表者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 会長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康増進主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。